

## 平成30年泉北水道企業団議会第2回定例会会議録

平成30年11月2日（金）午前10時 泉北水道企業団議会第2回定例会を泉北水道企業団信太山事務所に招集した。

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 大塚 英一	2番 高橋 登
3番 草刈 与志子	5番 丸谷 正八郎
6番 森下 巖	7番 大浦 まさし
8番 岡 博子	9番 石原 日出子
10番 遠藤 隆志	11番 小林 昌子
12番 山敷 恵	13番 畑中 政昭
14番 木戸 晃	15番 久保田 和典
16番 清水 明治	

1. 欠席議員は次のとおりである。

なし

1. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1	議席の指定について
日程第2	会議録署名議員の指名について
日程第3	会期の決定について
日程第4 議会議案 第5号	議会常任委員会委員並びに副委員長の選任について
日程第5 報告 第2号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に係る資金不足比率の報告について
日程第6 監査報告 第9号	例月出納検査の結果について（5月分）
日程第7 監査報告 第10号	例月出納検査の結果について（6月分）
日程第8 監査報告 第11号	例月出納検査の結果について（7月分）
日程第9 監査報告 第12号	例月出納検査の結果について（8月分）
日程第10 議案 第4号	平成29年度泉北水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

1. 地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求め出席した者は次のとおりである。

企 業 長	辻 宏康	副 企 業 長	南出 賢一
副 企 業 長	阪口 伸六	監 査 委 員	原口 裕見
和泉市上下水道部長	森下 幸彦	泉大津市都市政策部長	朝尾 勝次
高石市土木部長	藤原 通晃		
泉北水道企業団 水道事業所長	高藤 易元	泉北水道企業団 水道事業所次長	山口 和久
泉北水道企業団 水道事業所次長 兼 庶務課長	中川 尚	泉北水道企業団 浄配水課長	山田 佳彦
泉北水道企業団 庶務課長補佐	岩田 伴江	泉北水道企業団 浄配水課長補佐	山口 忠賜

1. 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

泉北水道企業団 水道事業所次長	山口 和久	泉北水道企業団 水道事業所次長 兼 庶務課長	中川 尚
--------------------	-------	------------------------------	------

平成30年11月2日（金）午前10時開会

○議長（清水明治君） おはようございます。

たいへん長らくお待たせいたしました。

本日は、公私何かと御多忙のところ、本会議に御出席いただき誠にありがとうございます。

それでは、事務局より本日の出席議員について報告をいたさせます。

はい、事務局。

○水道事業所次長（山口和久君） 次長の山口でございます。

御報告申し上げます。只今の議員数は全員出席の15名でございます。

以上でございます。

○議長（清水明治君） ただいまの御報告のとおり出席議員15名をもちまして、会議が成立しておりますので、これより平成30年泉北水道企業団議会第2回定例会を開会いたします。

会議に先立ちまして、辻企業長より開会にあたりましての挨拶の申し出がございますので、これを許可することにいたします。

辻企業長。

○企業長（辻宏康君） 皆様おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成30年泉北水道企業団議会第2回定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方には、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。また、平素は当企業団の運営につきまして、御支援御協力をいただき、心から深く感謝を申し上げます。

さて、今回、和泉市議会におかれまして役員の改選が行われ、派遣議員の通知をいただきましたので、当企業団議会役員の改選を賜りたく、議会の招集をお願い申し上げた次第でございます。

お迎えすることになりました和泉市の議員の方々につきましては、心から敬意をもって御歓迎申し上げますとともに、当企業団の運営につきまして、一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

本日の定例会に御提案申し上げております諸議案につきましては、議会役員の改選の件及び資金不足比率の報告並びに例月出納検査の結果報告、そして平成29年度泉北水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

何とぞ、慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定御承認を賜りますようお願い申し上げます。以上、甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

○議長（清水明治君） 辻企業長の挨拶が終わりました。

それでは、ただいまより会議に入らせていただきます。

本日の議事日程についてでございますが、あらかじめ議会運営委員会の御内意をいただいておりますので、お手元の日程により議事を進めてまいりたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（清水明治君） 御異議なしのお声がございますので、お手元の日程どおり議事に入らせていただきます。

それでは、議事日程に従いまして、議席の指定をいたしたいと存じますが、これに先立ちまして、今回、新たに和泉市から派遣されました方々がおられますので、ここで簡単に全員の自己紹介をお願いします。

（全員自己紹介する）

○議長（清水明治君） 自己紹介が終わりました。

それでは、日程第1議席の指定についてでございますが、従来からの慣例によりまして、私から指名したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（清水明治君） 異議なしのお声がございますので、私より指名いたします。

7番、大浦まさし議員、8番、岡博子議員、9番、石原日出子議員、10番、遠藤隆志議員、11番、小林昌子議員、以上のおり定めさせていただきます。

次に、日程第2会議録署名議員の指名につきまして、会議規則第102条の規定により、本日の会議録署名議員を私より指名いたします。

2番、高橋登議員、3番、草刈与志子議員、以上の御両名にお願いいたします。

続きまして、日程第3会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期につきましては、本日1日と定めたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（清水明治君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期につきましては、本日1日と定めることに決定いたしました。

次に、日程第4議会議案第5号、議会常任委員会委員並びに副委員長の選任についてを議題といたします。

本件につきましては、あらかじめ御内意をいただいておりますので、私より指名いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(清水明治君) 異議なしと認め、私より御指名申し上げます。

総務委員会委員には 7 番、大浦まさし議員、8 番、岡博子議員、10 番、遠藤隆志議員、水利開発委員会委員には、9 番、石原日出子議員、11 番、小林昌子議員、総務委員会副委員長には、8 番、岡博子議員、水利開発委員会副委員長には、9 番、石原日出子議員、以上のとおり選任することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(清水明治君) 異議なしと認め、ただいま御指名を申し上げましたとおり、それぞれ選任されました。

次に、日程第 5 報告第 2 号「地方公共団体の財政の健全化に関する法律に係る資金不足比率の報告について」を議題といたします。本件につきましては理事者より報告をお願いいたします。

はい、所長。

○水道事業所長(高藤易元君) 所長の高藤でございます。ただいま、議題となりました報告第 2 号「地方公共団体の財政の健全化に関する法律に係る資金不足比率の報告について」御説明申し上げます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により平成 29 年度泉北水道企業団資金不足比率の内容でございますが、報告第 2 号に記載のとおり水道事業会計につきましては資金不足が生じておりませんのでバー表示としております。

以上、簡単ではございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に係る資金不足比率の報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長(清水明治君) 報告が終わりました。本件については質疑はございませんか。

(なしの声あり)

○議長(清水明治君) ないようでございますので、本件は以上をもって終結いたします。

続きまして、日程第 6 監査報告第 9 号例月出納検査の結果についてより、日程第 9 監査報告第 12 号例月出納検査の結果についての 4 議案はそれぞれ関連がございますので、一括議題とさせていただきます。

本件につきましては、すでに議員各位に御送付を申し上げておりますとおり、平成30年5月分から平成30年8月分の各月末現在の現金出納状況等の結果報告でございます。

つきましては、お目通し願っておると存じますので、何か御質問等がございませんか。

(なしの声あり)

**○議長（清水明治君）** ないようでございますので、本件につきましては、これもちまして終わらせていただきます。

続きまして、日程第10、議案第4号平成29年度泉北水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

それでは、理事者より提案理由の説明をお願いいたします。

はい、所長。

**○水道事業所長（高藤易元君）** 所長の高藤でございます。ただいま、議題となりました議案第4号、平成29年度泉北水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について御説明申し上げます。

まず、平成29年度泉北水道企業団水道事業会計剰余金の処分についてでございます。

決算書の7ページを御参照願います。

地方公営企業法第32条第2項に基づく平成29年度泉北水道企業団水道事業の利益の処分につきましては、当年度純利益から20分の1をくだらない額750,000円を利益積立金として積み立て、繰越利益剰余金を393,705,378円とするものでございます。

次に決算の認定についてでございます。13ページの平成29年度泉北水道企業団水道事業報告書をお願いいたします。

まず、総括事項イの財政状況でございますが、本年度の事業収益、319,827,426円に対し、事業費用、304,867,092円で、収支差引、14,960,334円の純利益となりました。これに前年度繰越利益剰余金、379,495,044円を合わせますと、当年度、未処分利益剰余金は394,455,378円となりました。

一方、資本的収支につきましては収入はなく、支出では、施設整備事業で、8,203,257円となり、全額不足額となりますが、過年度分損益勘定留保資金7,595,609円と当年度分消費税資本的収支調整額607,648円をもって補てんいたしました。

次に、ロの送水状況でございますが、本年度の年間送水量は5,572,000m<sup>3</sup>で対前年度比では約6.6%の減量となり、当初計画送水量5,900,000m<sup>3</sup>に対して、約5.6%の減量となりました。

それでは決算内容について御説明を申し上げます。

戻っていただきまして、決算書の1ページをお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出でございます。収入では、第1款、水道事業収益予算額合計365,626,000円に対し、決算額は345,358,624円となり、予算額

に対し20,267,376円の減となりました。

内訳といたしまして、第1項、営業収益で344,215,854円、第2項、営業外収益で1,142,770円となっております。

次に2ページをお願いいたします。

支出では、第1款、水道事業費用予算額合計357,630,000円に対し、決算額は329,598,783円で不用額は28,031,217円となりました。

内訳といたしまして、第1項、営業費用では原水費、人件費、動力費、薬品費等の送水に係る費用として、320,438,783円、第2項、営業外費用では、消費税納付額として、9,160,000円、第3項、予備費につきましては、全額未執行となりました。

続きまして、3ページの資本的収入及び支出でございます。

収入についてはございません。

支出では、第1款、資本的支出予算額合計35,650,000円に対し、決算額は、8,203,257円で、不用額は27,446,743円となりました。その内訳といたしまして、第1項、建設改良費で、侵入防止用フェンス・門扉新設工事と高圧機器取替工事の改良工事費や公用車等固定資産購入のための営業設備費として8,203,257円でございます。

以上が平成29年度決算の概要でございます。

なお、決算書4ページの損益計算書以降につきましては説明を省略させていただき、13ページ以降に決算附属書類等を添付いたしておりますので、御参照賜り、よろしく御審議の上、原案どおり御認定いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

**○議長（清水明治君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

7番、大浦まさし議員。

**○7番（大浦まさし君）** ありがとうございます。

決算書の17頁、上から6段目ぐらいに議会費とありますけども、この中には、議員視察の費用も含まれてると思うのですが、この議員視察の際の宿泊料については、和泉市の場合ですと限度額、という形になっておりますが、泉北水道の支給方法はどうなっているか、御確認させてください。

**○議長（清水明治君）** 中川次長

**○水道事業所次長兼庶務課長（中川尚君）** 次長兼庶務課長の中川でございます。泉北水道企業団の宿泊費につきましては定額支給で、金額につきましては、特別職が15,000円で、一般職は12,000円となっております。

ただし、職員が、特別職等上級者に随行する必要がある場合には、その上級者と同じ15,000円となります。

以上でございます。

○議長（清水明治君） 7番、大浦議員

○7番（大浦まさし君） ありがとうございます。

この議員視察における旅費の内訳については、どのようになっているのか、お答えいただけますでしょうか。

○議長（清水明治君） 中川次長

○水道事業所次長兼庶務課長（中川尚君） 次長兼庶務課長の中川でございます。議員視察における旅費の内訳につきましては、泉北水道企業団旅費支給条例に基づき、先ほど申し上げました、定額の宿泊料、15,000円及び日当、2日分の6,000円の合計21,000円を支給いたしております。

それを事務局が一括して預り、その中からホテルの宿泊代、昼食2回分と夕食1回分の飲食代の費用として賄っておりますが、これらの費用につきましては、議員からの負担と位置付けております。

また、精算時に残額が出た場合、全員均等に返金をおこなっており、今までには経験がございませんが、不足が出た場合は実費を頂くことにしております。

以上でございます。

○議長（清水明治君） 7番、大浦議員

○7番（大浦まさし君） ありがとうございます。

和泉市の場合は、宿泊料につきましては限度額での支給となっておりますね、でっ、今後の泉北水道では旅費条例を改正する考えがあるのかどうか、お教えいただけますか。

○議長（清水明治君） 中川次長

○水道事業所次長兼庶務課長（中川尚君） 次長兼庶務課長の中川でございます。旅費条例の対応につきましては、この条例は、一般職員にも対応していることから、条例改正をおこなうことで職員にも影響するものでございます。

このようなことから、今後、組合市及び大阪府下の状況を調査するとともに、研究を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（清水明治君） 7番、大浦議員

○7番（大浦まさし君） ありがとうございました。

今後、調査研究をしていただければということで了解いたしますので、よろしく願います。ありがとうございました。

○議長（清水明治君） 他にございませんか。  
12番、山敷議員

○12番（山敷恵君） おはようございます。12番、山敷でございます。  
それでは決算について質問をいたします。多くの質問項目がございますので、まとめて、最初に4点申し上げますので、ちょっと準備をいただきたいと思っております。

まず1点目でございます、監査委員の意見書についてでございます。

昨年の決算議会においてですね、監査委員の意見書が附されておりました。それを指摘いたしまして、そのことは地方自治法の233条、これ決算に関する条文ですね、それと292条、これは規定の準用です。

地方公営企業法の30条、これは決算に関するものですが、これはいずれも監査委員の意見書を附すもの、と規定されておられましたけれども、規定されているんですけれども、それに反している状態であることを御指摘し、決算認定には反対をいたしました。

辻企業長の方からは、来年度における、今回ですね、十分に検討して判断する、と御答弁をいただきまして、この度、監査委員意見書を付けていただきましたことは、法律に則ったら当然の事とは思いますが、検討のうへ実行して下さったということに関しては評価を申し上げます。

ということはですね、先年までが違法な状態であったという御判断をされた、という理解で良いのかどうかを、まず最初に確認したいと思います。

また、この決算意見書の中の、一番最後の9頁に、結びとあるんですけども、この中には、老朽化による浄水処理能力の低下という文言がございます。

平成29年度、今回の決算では有収水量が、前年比6.6%も減少しています。先ほど、所長の御説明にもございましたけれども、その結果なんですが、水道事業の営業収益が昨年度より2,400万円の減収になっています。

単年度黒字額自体の1,879万円余り減額となっています。

その理由として、この監査委員意見書を拝見すると、空梅雨であったこと、去年ですね、それと台風21号、今回も21号は凄い被害が出たんですけど、先年も21号は、浅香山の駅前が水に浸かったりということで、大変被害が出ていたんですけども、台風21号による、豪雨による光明池の水質の濁度が上がってしまったこと、それと厳冬による水温の低下ということが、監査委員の中では御指摘されていましたが、ここに更に加えて、老朽化による浄水処理能力の低下も減収の原因と、御判断になっているのかどうかについてを、まずは伺いたいと思っております。

その点が1点で、監査委員の意見書から御質問させていただきます。

次に2点目でございます。全く違うこととなります。

とりあえず止めますか。

○議長（清水明治君） いえ、違います、今の老朽化は2点目と違いますの

○12番（山敷恵君） 意見書に基づいて、という観点で1点目にさせていた

だいたんですけども、どちらでも良いですけど、ここで一旦止めた方が良いですか。

○議長（清水明治君） いえいえ、次行ってください。

○12番（山敷恵君） 2点目、全く違う観点からの質問をさせていただきます。平成29年度の予算書を拝見いたしますと、建設改良費として3,300万円、営業設備費として265万円の計上となっております。これは決算書にもあげられているんですけどね、当初予算額で。

でっ、議事録を拝見いたしますと、質疑の中で高橋議員の方から3,300万円の内訳を、お尋ねになっておられました。

御答弁では、ポンプ設備及び高压機器の取り換えの更新という御説明がありました。さらに詳細に、ポンプ設備は大野池の水中ポンプの1台更新。取水ポンプ室のポンプを2台更新予定という御答弁になっておりました。

しかし、決算書を見ると、先ほど所長の御説明にもあったように、決算額は8,203,257円ということで、不用額が27,446,743円にもあがっているということになっています。

この決算額、800万円余りは何に使われたのか、先ほど説明ありましたけれども、ポンプとか公用車とか仰っていましたが、その詳細と、でっ、計画されたものに使われなかった理由を伺います。

これが2点目でございます。

次、3点目でございます。

今回、この決算を調べるにあたって、私が辿れるだけの議事録と資料では、28年度ではですね、何をされていたかということ、ポンプ運転管理棟改修の改良工事をなさっていました。28年度ですね。防犯カメラの固定資産の購入もされていました。

結局、決算額、28年度は33,479,092円が決算額だったんですね、平成28年度ですよ。その前年は、詳しくは辿れなかったんですけど、議事録のみで拝見すると、丁度この緩速ろ過池6カ所ありますけど、そのコントローラ一室の老朽化に伴う改修工事を、やはり3,000万円余りで、27年度なさっておられますね。

ということで、企業団としての設備改修計画を、平成22年におたてになって、それを持っておられるという御説明だったんですけども、昨年の決算審査で私が、公共施設等総合管理計画についてお尋ねしたおり、中川次長は、検討中という御答弁をなさいました。

この決算では、計上され、不用額はこれだけ、29年度決算では2,700万円余りが不用額となっているんですけども、この計画ですよ、施設の改修計画に基づいてはどういう位置付けになっていたのか、29年度ですよ、それと、公共施設等総合管理計画が現在どうなっているかについてを伺います。これが3点目でございます。

ラスト4点目、1点目でも取り上げました決算審査意見書には自然災害に備えるためにも、施設の改修等を考慮する必要があるが、財政面で非常に厳

しい状態という指摘がございました。

昨年の決算委員会で、山口次長の御答弁の中では、泉北水道企業団はどうしていくかという事について、泉北水道協議会で御検討なさっている、という御答弁がございました。

この協議会については、平成29年度にも開催をされたのかどうかを、まずは伺います。

そして、その協議会なんですけども、これはいくら調べましても、例規集を拝見して、隅から隅まで読んだんですけども、法的な根拠、位置付けがございません。

規約、条例に明記されておられませんので、附属機関ですらありません。

要綱設置の附属機関ですら、違法であるという判決が出ている中で、要綱もございません。会則はあるんですけどね。

でっ、協議会の会則を拝見いたしますと、企業団の所長、今は高藤所長ですね、がっ、会長になっておられる、と、そのようなことでございます。

でっ、平成28年の3月になされました、ずっと以前から申し上げております、コンサルに委託をされた、この成果物、これですね、350枚ぐらいあるんですけど、これの、コンサル委託の報告書には、泉北水道協議会、この表紙にね、この協議会の名前で、このように報告書が出されているところでございます。

何度もですが、先ほどから申し上げているように法的な根拠もなく、附属機関ですら無い、ということでございますので、泉北水道企業団というのは、特別地方公共団体でございますので、このように、法的な整合性が無い事はなさるべきではない、というふうに思います。

泉北水道企業団として、責任を持って今後の方針を策定するためにも、しっかりと法的根拠のあるもので審議をしていただかなければならないと思っております。

でっ、議会の方の運用にもなるかと思うんですけども、特別委員会という手もございますので、そのようなものを設けて、よく言われるように、車の両輪として、今後の在り方を検討するという時期に来ているのではないかと思うんですけど、議会の事はともあれ、その前段としての、協議会の法的根拠、それと、議会への進捗状況の御説明、この辺について、いかがお考えかということをお伺いしたいと思います。

以上4点をまとめて伺いまして、1回目の質疑とさせていただきます。

**○議長（清水明治君）** 高藤所長

**○水道事業所長（高藤易元君）** 水道事業所長の高藤でございます。

1点目の決算審査意見書の件についてを御答弁させていただきます。

平成29年第2回定例会において、決算審査意見書を添付しなかったことにつきましても、参考資料についても重要なものの1つであり、添付しなければならないものと考えております。

このようなことから、これまでは前例により意見書を添付しておりません

でしたが、より厳正な審査をしていただくべく、今後につきましては添付させていただきたい、というふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

次に決算額の詳細でございますが、執行した部分につきましては、高圧機器取替工事としまして4,429,868円、侵入防止フェンス門扉新設工事で2,229,341円、それと、固定資産購入費になるのですが、作業室用エアコン473,040円、それと公用車1,071,008円の合計で8,203,257円となっております。

○議長（清水明治君） 中川次長

○水道事業所次長兼庶務課長（中川尚君） 次長兼庶務課長の中川でございます。3点目の総合管理計画でございますが、計画はいたしております。

それと、施設の計画でございますが、まだ泉北水道企業団の中で、広域化の話をしている最中でございますので、費用的には抑えるように努力しております。

使える物は、使えるような形で、買い替えというのは費用が掛かりますので、なるべく費用の掛からないような形で行っております。

以上でございます。

○議長（清水明治君） 山口次長

○水道事業所次長（山口和久君） 水道事業所次長の山口でございます。

協議会の開催については、4回程度やっております。

幹事会を2回、合同部会を2回、それと、泉北水道協議会の法的根拠ということで、泉北水道協議会につきましては、泉北水道企業団と関係3市の所長と部長で組織し、目的としては、水道に関する諸般の調査研究を行い、相互の連絡を密にし親睦を深めるとともに、企業団と関係市との円滑な水道事業の運営に寄与することを目的として、昭和40年4月1日に設立されたものであります。

協議会の法的根拠につきましては、任意協議会と法定協議会がありますが、泉北水道協議会につきましては任意協議会と認識しております。

次に、広域化に関する計画策定業務委託の泉北水道協議会となっている理由といたしまして、広域化に関する計画策定業務委託の作成につきましては平成25年から3年計画で広域化する段階的な取り組みについて、検討を進めているとともに、大阪広域水道企業団と関係市との広域化の検討も新たに加え、平成28年度以降の取り組みについての課題整理をおこなったもので、泉北水道協議会において、広域化に関する検討協議をするための資料的なものでありますことから、泉北水道協議会と標記したものであります。

以上でございます。

○議長（清水明治君） 12番、山敷議員

○12番（山敷恵君） 随分答弁漏れがあるんですけども、まず、最後の方から伺いますね。

課題整理をしたから、泉北水道協議会の名前だ、と仰っているんですけども、確かに、課題も整理されていますけども、今後の方針ということで、かなり具体的に、これ出されていますよね。私が説明するまでもない事ですけども、まとめとして、今後は4団体で統合を目指すべきだ。信太山浄水場の構造物の補強と設備更新が望ましい。ここまで出されてるんですよ。

だから、参考資料とか課題整理ではなくて、方針が出されているんですよ。なので、これに関する説明を、何度も求めましたよね。

去年の決算でも申し上げましたし、今年2月の第1回の定例会でも、これは議会に対して御説明をされるべきだ、と、それを、いかがお考えですか、といことを質問したんです。そのことについて御答弁が漏れていました。

その議会の説明についてももう少し申し上げますと、この度、これはずっと以前より申し上げてきたところで、今何うと、29年度、この決算年度内に4回協議会を開催された、ということでした。

そこで、さらに進捗が諮られたと思うんです、この議論について、泉北水道企業団は今後どうしていくかという議論ですよ、このことに関しまして実は、私どもの母市である高石市の方から、議会の方からですね、企業長の方に説明をしてほしい、これは高石市議会に説明をして欲しいという要望書を提出をさせていただきました。今年10月5日付でございました。

それについて10月26日付けで、企業長名で、有り体に申し上げますと、しません、という返答が返ってございました。

でっ、その中の文章の中にですね、派遣議員以外の議員に説明することは、企業団の範疇を超える、と仰っておられます。企業長がですね。

この件に関しては、色々申し上げたいことがございますけど、それはおいておいたとしても、派遣議員以外の議員に説明することは、範疇を超えるのであれば、裏を返せば、派遣議員への説明は範疇内だと、これは企業長が仰っておられるわけでございます。

ですので、この私どもに対して、去年9月から申し上げているんですよ、10月ですごめんなさい。10月の決算議会から申し上げてるんですけど、もう大分すすんでおられるはずなんです、議論は。

その御説明はしていただけないんですか、私はこの議会で説明はあると思ってたんですけど、それすらされないのはなぜなんですか、ということ、まずお答えをいただきたいと思います。

その他で御答弁が漏れていたのは、不用額の27,446,743円について、計画されていたのに使われなかった理由ですね、今年2月の段階でも、まだ、中川次長は、工事は行う予定という御答弁になっているんです。ポンプ室に関しては、それが予算執行されていない、ということになりますので、先ほど仰ったように、広域化の話が出ているから費用を抑える、その1点のみで、この2,700万円を執行されなかった、要するにポンプ室が古いまま、取り置かれているという事に関して、この2点を再度、質問として申し上げます。

御説明の件について、それから、工事が行われなかった理由についてです。

○議長（清水明治君）　　まず、工事の方からさばいていただけますか。  
よろしいですか。高藤所長。

○水道事業所長（高藤易元君）　　水道事業所長の高藤でございます。

今回、建設改良費の方で予定していた工事をしなかった、という点でございます。

予定していた部分については、ポンプの取り替えというのがありまして、大野池のポンプの取り替え工事と、取水ポンプ、この施設内にあるんですけど、そのポンプの取り替え工事というかたちで、予定はしていたんですけども、色々、将来的な部分も含めまして、色々説明はさせていただいてたりはしてるんですけども、このポンプの取り替えというかたちにつきましては、新規に買い替えをするというような、そういうふうな予算計上をさせていただいております。それもあるんですけども、諸般の事情も含めて、まだ動いてるような状況なので、取替まで必要なかどうかということもね、色々精査した中で、今回、改修で済ませて、今の性能が維持できるんでしたら、そちらの方を選択したい。というような趣旨で、我々、やらせていただいたというのが、現状でございます。

それで、なぜ、取替を予算計上したのか、ということなんですけども、ポンプは機械物で、耐用年数というんですか、それはかなり過ぎているので、いつ潰れてもおかしくないという状況でもありますのでね、潰れた時に買い替えが必要になりますので、その分の費用として、予算では買い替えの計上をさせていただいたというのが現状でございます。

工事に関しては以上でございます。

協議会の協議内容について議会へ報告できてないという部分での御指摘でございますが、4回幹事会などをしてしているのですが、去年の暮れに、派遣議員さんに説明はさせていただきました、現状、という形の部分がありますので、その辺からね、今現状、そしたら、どれぐらい進んでいるんだ、というような所では、まだ議会に報告できるほど進んでないというようなかたちになってますので、今後につきましては、報告するような進捗がありましたら、報告させていただきたいというふうに考えておりますので、状況としてはそういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（清水明治君）　　12番、山敷議員

○12番（山敷恵君）　　あのですね、何度も申しあげているんですけども、報告できる状況になったというのは、そちらとしては結論が出てから、ぐらいの捉え方をされてるように受け止めるんですけども、それでは遅いんですよ、企業長ももちろん聞いていただきたい、副企業長も聞いていただきたいんですけども、結論が出てから報告を受けるための議会ではなくて、この泉北水道企業団を、今後どうしていくかというのを、かなり進んだ議論がされていることが解りながら、議会に投げかけが無いと、それに対する意見を申し

上げる機会すらないわけです。

今、高藤所長、仰いましたけど、確かに昨年12月に資料をもって来られて、個別に説明は伺いました。

でもこれは、議会に対する公式な御説明にはなりません。当然ですよ。

議会に対してしっかり投げかけていただいて、投げかけがあれば、議会は、それは重要な問題なので、存続にかかわる問題なので、特別委員会を設置して、議論しようじゃないかと、そのようなことになるやもしれません。

これは解りませんが、それで、車の両輪と、よく仰います、その状況を生み出したうえで、泉北水道企業団の今後を考えるというのが、本来じゃないですか。

今のように、法的根拠もない協議会でお進めになってですよ、結論だけお示しになるという状況を作り出されるべきではないと思うんです。

それは企業長の方にも申し上げておきたい。

それと、もう1点について申し上げますと、これも以前から申し上げてるんですけど、今年、平成30年にですよ、協定書を策定して、各団体の議会で審議して可決をしていただかないといけない、ということがコンサルの成果物の中には書いてあるわけです。

これに関しては、この計画書通りには進んでいないということを知っているんですけどもね、最終的に各議会の議決があるわけですよ、どっちにしてもですよ。規約の変更は必要ですし、何をするにしても。

協定書の議決も要ということになるかと思うんですけども、この協定書については、現在、どう進んでいるのか、議会の議決が、協定書にも必要なのかどうか、そして先ほど、ちょっとビックリしたんですけども、ポンプはいつ壊れてもおかしくない、壊れてからじゃ遅いじゃないですか。取水が出来なくなってしまうので、その、今、協議会で進めておられる、泉北水道企業団の今後と、老朽化施設の手入れがリンクしているわけですよ、どう考えても、これが、どうなるか解らないから、おいておこうかという判断をされている、という御説明でしたのでね。

なので、説明をしないという選択肢は、もう無いんです。

企業団の理事者側の方にですね、そういうことを申し上げておきたのですが、今、申し上げた質問は、最後の質問ですけど、協定書を締結するというスケジュールが上がっていますか、と、その進捗と協定書について、各母市の議決が必要なのか、どういうことを協定するのか。このことを最後に質問したいと思います。

**○議長（清水明治君）** 高藤所長

**○水道事業所長（高藤易元君）** 水道事業所長の高藤でございます。

協定書の現状でございますが、協定書につきましても、広域化に関する計画策定業務につきましても、あくまでも、予定という形で作成しておりますので、協定書云々というようなところまでは、協議会でも進んでいないというのが現状でございます。

協定書についての議会の議決なんですけども、それについては要ると思うんですけども

**○議長（清水明治君）** 議長から言います。

質問者に的確に答えていただきたいので、シンプルにスケジュールが出来ているかどうか、それに対して協定書が各市で議決が必要か、必要でないかというシンプルな質問なんですよ、最後は。

その部分について、解らなければ、時間を下さいとか、その辺については要ります。とか。そういう部分をはっきりしていただく方が、私は解りやすいので、ひとつよろしくお願いします。

**○12番（山敷恵君）** もう1つ、協定の中身もお聞かせ願いたい。

協定の中身、何を協定しなければならないかも、伺いました。ので、この2点お伺いします。

**○水道事業所長（高藤易元君）** 水道事業所長の高藤でございます。

協定の中身という形では、協定を結ぶという事は、事業統合していくという意思表示になると思いますので、その辺の所が中身になると思います。

それと、議決につきましては、要るという事になっております。

**○12番（山敷恵君）** 質問はしません、最後に1言だけ。

**○議長（清水明治君）** 12番、山敷恵議員

**○12番（山敷恵君）** もう、質問の回数きてますので、質問はいたしませんけれども、協定書は事業統合の意思表示をするものであるということ、これ、凄い重要なことなんですけど、意思表示をするものであるということ、それについても、今話が進捗しているということですね、協議会の方でね、まだ決定はされてないと仰いましたけど、進捗しているという事、これ、もの凄い大切ですよ、それと、議決が必要、母市での議決が必要ということをお伺いしました。

議長、申し訳ないですけども、これ以上については決算の範疇を出ると思われますので、後ほど一般質問という形で、また質問させていただきたいと思えます。

**○議長（清水明治君）** ここ、ないんです。

**○12番（山敷恵君）** あります。規則上はあります。

規則上は、泉北水道企業団、議会会議規則の53条には、議員は、企業団の一般事務につき、議長の許可を得て質問することができる。とございますので、後ほど、一般質問を御許可いただきたくお願いいたします。

**○議長（清水明治君）** 議長として、議会運営委員会の内意の中で、議長判断ということがありまして、過去の経過の中で、一般質問は事前にお話していただいていたら、その議論は出来たのですが、ちょっと今回差し控えていただきたいというようにお願いします。

それと、もう1点、先ほど私、確認したいんですが、山敷議員からの質問の中で、理事者答えてないのですが、泉北水道の進捗状況についての、議員の方は、ある程度進捗してるので、質問を議会の方に提示してほしい、というお話があったのですが、理事者の方は、その辺が説明が不十分だったので再度確認だけしたいのですが、よろしいですか。

はい、高藤所長。

**○水道事業所長（高藤易元君）** 水道事業所長の高藤でございます。

進捗状況につきましては、先ほども申しあげましたとおり、先に議員に説明した部分から、大きく進捗はしていないということで、説明については進捗次第ということで考えておりますので、よろしくお願いたします。

**○議長（清水明治君）** 山敷議員からの質問の中で、私もちょっと、議長として気になったのは、泉北水道のあり方についての進捗状況を、議員の方からは、4回ほどあったので、進捗しているのではないかと、というお話の中で、理事者側は、この4回の中でも前回と変わらず進捗してないので、進捗次第説明を議会の方に、というのは、過去からの議会の中でも、進捗があれば議員の方に説明をさせていただく、というような形で、過去から来てる、というように私も認識しておりますので、その辺の部分で議員の発言と理事者の発言、ちょっと相違がある、というように認識がありますので、その辺については、しっかり説明をいただければ、年に1度、進捗が無くても説明をしていただける状態を、議長としてお願いをしていきたいと思っております。

**○12番（山敷恵君）** ちょっと待ってください、一般質問について、議長、それはね、過去がどうであったかとか、全然、私はどうでもいいと思っていて、ここに、規則が全てなんですよ。

**○議長（清水明治君）** 暫時休憩いたします。

**○議長（清水明治君）** 再開いたします。他に質問ございませんか。  
11番、小林議員。

**○11番（小林昌子君）** 4点ございます。決算書12頁に、利息の手取り額が56,770円計上されています、過去の議事録を拝見すると、山敷議員からも普通口座だけでなく、定期預金にも運用するように、との要望がなされておりましたが、平成29年度の預金は、いくつの銀行で、また、預金の種類はどうなっているのか伺います。

それと2点目は、泉北水道は情報公開制度を持っていないという事が、過

去の議事録を拝見していて気付きました。今更の感がありますが、情報公開条例を作ることについての見解、もしくは準備が進んでいるなら、その辺りの進捗状況をお聞きします。

3点目、決算書19頁に不用品売却収益0円となっています。なぜ0円なのか伺います。

それと4点目、22頁に、保険料361,294円というふうに計上をされています、どういう種類の保険料なのか伺います。

以上です。

**○議長（清水明治君）** 中川次長

**○水道事業所次長兼庶務課長（中川尚君）** 次長兼庶務課長の中川でございます。1つ目の定期預金の質問でございますが、現在11行、29年度では11行の銀行にペイオフの関係上、1,000万円づつ、1億1千万円を定期預金にいたしております。

2点目の情報公開条例を作ることについてでございますが、情報公開条例の制定につきましては、以前から、その必要性は認識しておりましたが、条例を制定するには、公開の手続き、文書管理のシステム等を検討する、検討委員会の設置や学識経験者等の専門家による審査会の設置等が必要であり、審査委員の選定も今般非常に難しく、また、多額の報酬も発生することから、条例化は泉北水道企業団の事業規模を考えた場合には非常に困難であると考えます。また、関係団体と共同で行う方法もあり情報公開審査会を共同で行うこともできますが、これらの運用に要する経費をどのように負担するのか等の問題もあります。このようなことから、泉北水道企業団としましては、公正で開かれた水道事業運営が求められる社会情勢を考え、情報公開要綱の制定を検討しているところでございます。

3点目の、不用品売却収益0円でございますが、予算計上は鉄屑等の売却で不用品売却収益と載せておりますが、鉄屑等の不用品がございませんでしたので0円でございます。

最後に、22頁の保険料でございますが、水道賠償責任保険料、建物総合保険、公用車の任意保険が主なものとなっております。

以上でございます。

**○議長（清水明治君）** 11番、小林議員

**○11番（小林昌子君）** では1点目から伺います。

普通預金という事ですけど、私がお伺いしたかったのは、以前に山敷さんから

**○水道事業所次長兼庶務課長（中川尚君）** 定期預金が11行でございます。

**○11番（小林昌子君）** では、それは了解いたしました、結構です。

それとですね、議事録という事を申しましたけれど、過去の議事録を拝見すると、ということで、たまたま入手した議事録で、そのことを知った、というか、実はですね、不思議なことがございまして、私、この議事録はですね、泉北水道の委員になりまして、長年離れておりましたので、議会の議論がどのようになっているのか、ということを検索をした時に、1回だけ議事録を見ることができたんです。

ところが、それ以降、見ようと思っても、まったく、審査結果というか、それだけが出るんですけども、出てこないんですよ。

だから議事録は配布されていないのかなというふうに思っています。それで、ホームページに、この議会の議事録は見れるような状況になっているのか、あるいはなっていないのかということと、当然、今の世の中ですから、説明責任を果たすということで、議会の審議は広く市民の皆さんも見ていただくというのが、本来の姿だと思いますので、もし出来ていなければ、早急に議事録をホームページにアップしていただきたい。というふうに思っておりますので見解をお伺いいたします。

それから、情報公開制度については、否定的な結論でございました。

答弁の中に、多額の出費が要る、ということでございますが、どれぐらいの出費が要るとしておられるのか、ということをお伺いいたします。

次に、要綱の制定ということがございましたけれども、要綱を制定すれば、市民が情報公開制度に則った公開のレベルの情報を得ることが出来るのか伺います。

それと3点目、鉄屑が0だったから0円というふうに予算に計上した、という事ですけども、和泉市でもよくっておりますけども、混ぜればゴミ、分ければ資源、ということで、市民の皆さんに、出来るだけゴミにしないで、資源として活用してください。ということをお願いをしております。

多分、泉北水道でも、色んな紙類、書面とか、いろんなものがあると思いますので、この紙類を、いったいどういう風な処理をしているのかお伺いします。

それから4点目でございますが、保険の種類は解りました、保険という事で関連してお伺いしたいんですけども、前年度の台風21号、今回の台風21号、共に泉北水道でも、共にではない、今回の21号でも泉北水道では被害があったと聞いております。近年はタイムラインということで、それぞれの自治体が、災害が来るということを想定して、事前にどういう対応を取るかということ、時系列で準備をするとか、想定をして準備をするという考えでございますが、泉北水道においてタイムラインの策定をしているのか、していなければ策定をすることについての見解を伺います。

以上4点です。

**○議長（清水明治君）** 中川次長

**○水道事業所次長兼庶務課長（中川尚君）** 次長兼庶務課長の中川でございます。議事録につきましてはホームページ上にはアップしておりません。

議決結果のみでございます。

それとですね、情報公開の出費でございますが、以前調べましたが、手元に資料がございませんので、議長を通じて後ほど答えさせていただきます。

情報公開条例の要綱で対応できる、できない、というお話がありましたが、要綱で対応できるとは考えております、私どもといたしましては。

紙の処分でございますが、従前から、用紙の、不用な紙が出ないように努力しております、市さんのように大きな所帯ではございませんので、絶対量が少ないので売却はしておりませんから0円という形でなっております。仮に少量でも対応していただける業者がありましたら早急に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（清水明治君） 山田課長

○浄配水課長（山田佳彦君） 浄配水課長の山田でございます。

災害タイムラインでございますが、現在は厚生労働省が中小規模の浄水場用の災害対策マニュアルの資料が出てますので、それを使ってマニュアルを作っておりますが、時系列でのタイムラインは作っておりませんので、関係市のタイムラインを参考に作っていきたいと考えております。

○議長（清水明治君） 11番、小林議員

○11番（小林昌子君） 議長すみません、これで私の質問できる回数は終わりですね。

○議長（清水明治君） はい。

○11番（小林昌子君） 解りました。

確認ですけれども、議事録は今はアップをしていないけれど今後は、メモできていなかったのもう一度伺いますけれども、アップするかどうかもう一度確認します。

それと、情報公開は要綱の制定で、市民の知る権利を保障するレベルまで対応できるというふうに御答弁をされましたけれども、情報公開条例と同じようなレベルで、市民の権利が、要綱を制定することで保障されるのか伺います。

それから、1年間を通して、全く紙ゴミというのが、重要なものはシュレッダーとかで処理されていると思えますけれども、1年通じて廃品回収業者の人に持って帰っていただく程の量が出ていないというのは、通常の企業では考えられませんし、出てきたゴミはどうしているのかといたら、泉北環境に運んでいるわけですよ、有償で処理をしているということでしょう。ですから、そもそも、最小の経費で最大の効果というふうに、地方自治法でうたわれている団体としては、私は適切ではないと思っておりますので、今後一切、泉北環境には紙類は運ばないで、また紙として、有料、無料は市場というのも

ありますから乱高下すると思いますけれども、資源としてもう一度生かすという方向で取り組んでいただけるかどうか、御確認をいたします。

それから、タイムラインですけれども、現状はマニュアルで対応しているけれど、作っていききたいという風に御答弁いただきましたので、タイムラインを作る時期、これについて、お伺いいたします。

○議長（清水明治君） 中川次長

○水道事業所次長兼庶務課長（中川尚君） 情報公開要綱の件でございますが、対応できると考えております。

それと、不用な用紙類は、先ほども申しあげましたように、少量でも対応していただける業者を早急に探して取り組んでいききたいと考えております。以上です。

○議長（清水明治君） 議事録のホームページへのアップ

○水道事業所次長兼庶務課長（中川尚君） 議事録のアップですが、それも早急に検討いたしまして、載せる方向でいききたいと思っております。

○議長（清水明治君） 山田課長

○浄配水課長（山田佳彦君） 浄配水課長の山田でございます。

タイムラインでございますが、次の議会までには作りたい、という風に思っております。以上でございます。

○議長（清水明治君） 浄配水課長から、次の議会までに作る。というお話がありましたので、議会の方にも、それは示していただきたい、というように、私からも担当の方にお話しさせていただきます。

それと、紙類という部分ね、私も家庭のゴミで、新聞の有償化という部分、無償でしか取ってくれない所とか色々あるので、理事者側にもその辺の部分ね、無償で取ってもらえるのか、有償になるか、少量の場合は色々あると思うので、その辺はしっかり、資源を大事にしていきたい、という趣旨から、しっかり、その辺を次の定例会までには、一定の考え方をまとめていただきたい、というように思います。

他に質問はございませんか。

13番、畑中議員。

○13番（畑中政昭君） おはようございます、高石市の畑中でございます。

決算処理そのものに異論はございませんが、数点、ちょっと確認をさせていただきたいところがありますので、確認させていただきます。

今回から、決算審査の意見書が附されてまして、その中には、先ほどからも議論があったように、減収、減益が発生してますよ、と、その要因は、さ

まざま複合的なんですけども、その中で1つ、原水の水質が悪化、という事が書かれております。これは、平成29年の10月に台風21号が襲来したことによるものですよ、ということです。

でっ、泉北水道企業団さんのホームページを拝見させていただくと、水質の検査成績が出ておりまして、確かに平成29年の10月は細菌とかが上がっておりまして、濁度も6.2と、大幅な上昇を、原水の場合みせているわけです。

まず、そこでお尋ねしたいんですけれども、これは平成30年度のお話になるんですけども、平成30年度も6月、8月と細菌であったり濁度であったりってというのが悪化しております。今年も台風21号の被害が大きかったということなので、平成30年度においても、減収、減益というものが考えられるのかどうかということが1点と、加えて、緩速ろ過というのは、御承知のように、綺麗な水環境が前提ということなんですけども、慢性的な原水の水質悪化というものが、様々な自然環境の変化の中で進行しているのかどうか、ということ、この2点を教えていただきたいと思います。

**○議長（清水明治君）** 山田課長

**○浄配水課長（山田佳彦君）** 浄配水課長の山田でございます。

平成29年度の減量があったところの水質の悪化というところでございますが、大きな原因は10月半ばまで降水量が少なく光明池の貯水量が110万tまで下がったところに、台風21号による猛烈な豪雨で貯水量がほぼ満水の300万tを超えました、この豪雨により、高濁度な水が流入しただけでなく、光明池の底に堆積していた泥まで巻き上げたことによる、水源の水質が著しく悪化したところ、これが原因で企業団の浄水の数値も上昇したと思われま

す。細菌につきましては、降雨によって上昇する場合もございますが、水質の悪化とは考えておりません。

30年度でございますが、送水量が減って減収になるか、というところでございますが、本年度は、大阪府内に大きな被害をもたらした、台風の影響で、長時間の停電で、当企業団の施設が停電となり、緩速ろ過池を停止することとなったあと、水質基準をクリアしておりましたが、停電前の水質には戻らず、復旧が遅れましたが、現在通常の、日18,000tを送水しております。

今年度はあと5カ月ありますので、計画水量に近づけるように努力して参りたいと思っております。

水質悪化が進行しているのか、というところでございますが、水源である光明池の水質試験結果は、光明池の水位や季節の変化によって数値が上下いたしますので、目に見えて水質が悪化しているということは、今のところ言えませんが、水源の上流域で護岸工事をしておりまして、コンクリートからアルカリ成分が溶け出してpHが以前より上昇したり、近年はゲリラ豪雨による濁水の取水で、一時的ではありますが濁りが出たり、プランクトンの種類が近年は変わってきている、というところは確認されております。

以上でございます。

○議長（清水明治君） 畑中議員

○13番（畑中政昭君） はい、ありがとうございます。

まずちょっと、今聞いたのが、実は送水が停止されてたという事ですね。先ほどからちょっと、情報公開についての指摘がされてたんですけども、私の情報の取り方が悪かったら申し訳ないんですけども、議会への報告というのはされていたんでしょうか。それと、送水が停止していた期間、というのも教えていただきたいと思います。

2点目は別口で、水質の変化については理解しました、でっ、先ほども申しあげたように緩速ろ過というのは一定の水質が前提ですよという事なんですけども、そもそも基準というものがあるのか、原水のですね、原水の濁度がどれぐらいになったら、どれぐらいまでは緩速ろ過で、ろ過できますよ、というような基準があるのか、無いのかというのを、この2点教えていただきたいと思います。

○議長（清水明治君） 山口次長

○水道事業所次長（山口和久君） 次長の山口でございます。

議会に報告はいたしておりません。各市の水道にはその都度報告させてもらっております。以上です。

○議長（清水明治君） 山田課長

○浄配水課長（山田佳彦君） 浄配水課長の山田でございます。

緩速ろ過可能な水質基準の設定はございませんが、管理目標値といたしまして、原水濁度が10度以下が望ましい、とされております。

ただ、経験値から申しますと、10度程度の処理を続けると、目詰まりが激しく、浄水処理の水量が確保しにくくなりますので、5度以下が望ましいと思われております。以上でございます。

○議長（清水明治君） 畑中議員

○13番（畑中政昭君） はい、解りました、ありがとうございます。

最後、要望だけさせていただきますが、報告がされていなかった、ということでございますけれども、各市の水道、現場には報告されていたということで、市民の方からも断水ということまでは、起こりえなかったというところなんですけれども、ただ1点、我々も流域住民の代表として、この場に立たせていただいている訳なので、その辺の報連相を徹底していただきたいと要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（清水明治君） 他にございませんか。

2番、高橋議員

○2番（高橋登君） 2番、高橋でございます。

1点、確認をさせていただきたいのと、2点質問をさせていただきたい、という風に思います。

1点目の確認事項ですけれども、先ほど、山敷議員からも出されておりました、今回の決算の認定に関して意見書が出されておりました、少し気になる点もございまして、その点をちょっと確認をさせていただきたいという風に思います。

この、むすびの中で出されております、費用対効果を見据えた事業運営を、ということと同時にですね、この施設の老朽化という文言等々あって、今回、この泉北水道企業団を運営するに当たりまして、少なくとも浄水能力が落ちてきており、そのことが減収につながっている、というふうにも受け取れるわけでありまして、この、浄水能力の減少というのか、それが悪化をしてきて、落ちてきている、ということにつきまして、少なくとも施設の改善、改良という必要最小限の施設を運営するにあたって、浄水能力が落ちないように維持管理をしていかならない、そのための予算措置を当面、していかならないという風には思っておるんですけれども、少なくとも浄水能力を向上させるための改修工事及び施設整備については、施設整備によって浄水能力が落ちておる、あるいは収益が確保できない、という事ではない、という風に受け止めていいのかどうか、ということが、まず確認をしたい1点目であります。

でっ、最初の質問でありますけれども、実はこれ、水道事業の広域化に関する計画策定業務委託というものがですね、27年度、成果で出されておりました、平成28年の3月に、コンサルから出されておる、この成果物があるわけでありまして。でっ、この成果物について、当然、今後の存続問題、あるいは広域化の問題に大きな影響を与える資料だという風に認識をしておるわけでありまして、このコンサルタントが出されて、委託をした、この報告書、成果物、これについて議会の方に報告をされたのかどうか、この点を1点、お聞かせをいただきたい。

実は私も、去年は、この泉北水道議会の方に派遣をされておらずにですね、もし、私の方が、報告をしたのであればですね、私がしっかりとその情報を得ていなかったんだろうというふうに思いますけれども、そのことの確認をしたいという事と同時にですね、このコンサル、委託業務委託の取扱いというものについて、どのように考えておられるのか、ということについて、まず1つお聞かせをいただきたい、というふうに思います。

2つ目でありまして、先ほども少し議論になりました、泉北水道企業団の統合問題について、進捗が、今、報告できるだけの進捗状況ではない、ということをお仰られたんですけども、すでにスケジュールが示されておる、というふうに思うんですけども、少なくとも平成32年までにですね、この統合問題含めて、結果を出さなくてはならないという、それまでのスケジュールも含めて出されておる、というふうに思うのですけれども、そのスケジュールの状況で言えば現在、どのような形になっておるのか、少なくとも、その報告が、情報も含めてですね、どの段階で、どのような、議会に報告が、提

示をされるのかどうか、そのスケジュール等についてお願いをしたい、というふうに思います。

確認が1点と質問が2点であります。

○議長（清水明治君） 山口次長

○水道事業所次長（山口和久君） 次長の山口でございます。

1点目の、浄水能力が落ちているかというところですが、実際、緩速ろ過池は築造後58年経っております、ですので、躯体にはクラックなり、漏水等ありますので、落ちていると言えれば落ちております。

しかし、今現在、日18,000、送っておりますので、年間も590万t送るといふ予定なので、さほど落ちているとは思ってはおりません。

○議長（清水明治君） 高藤所長

○水道事業所長（高藤易元君） 水道事業所長の高藤でございます。

2点目のコンサルの成果物を議会に報告したか、という点なのですが、この分については、報告はしておりません。

それと、広域化の計画策定業務につきましては、広域化を検討するための参考資料という認識をしております。

3点目のスケジュールでございますが、これはあくまで予定としてあげているものでございます。

以上でございます。

○議長（清水明治君） 2番、高橋議員

○2番（高橋登君） はい、私が聞いたかったのは、今回の減収、減益がですね、施設の老朽化が影響しておるんじゃないのですか、いや、そんなことは無いですよ、というのであれば、それでいいのですが、今の御答弁を聞いておりますと、そういうことも要因の1つである、というふうにも受け取れますのでね、少なくとも必要な、浄水業務に必要な改修等、老朽化に伴ってですね、当然、能力は落ちてくるわけで、それは必要な、ろ過池であれば砂を入れ替え、あるいはポンプの改修等々も当然、収益を確保する、あるいは浄水能力を確保していくという点については、最低限の設備投資でありまして、これがですね、後々の、今後の企業団のですね、存廃問題を射程に入れた措置であるのであれば、大きな私は問題だと、いうふうに思って、あえて聞かせていただいたんです。

これはもう、改めて質問はしませんけどね、少なくとも、老朽化、あるいは必要な措置をせんと、そのことが減収に繋がっていくということであるのであれば、これは私は大きな問題の処置だというふうに思います。

少なくとも、この施設管理、老朽化ができてきておりまして、あまり大きな工事、どうなるかわからんから、大きな工事については見送っていくという

ようなことであるのであれば、これはやっぱり、問題があるのではないか、ということ、これは意見として申し上げておきたいというふうに思うんです。

2点目の問題でありますけれども、コンサルにですね、計画の、広域化に関する計画の業務委託を出されておりました、大きな、昨年の山敷議員の議案、要するに会議録を読ませていただいたんですけども、少なくとも3,000万円等々掛けてですね、この業務委託をしておる、少なくとも、これに対する分析、評価、考え方はですね、少なくとも寄与していただいて、議論の、議会の議論の資料、あるいは議論の活性化にですね寄与さしていただかんとですね、大きな予算を掛けて、これを策定をした意味がないわけです。

これは、理事者だけの資料であるというふうには、我々は、当然、考えていないわけでありまして、しっかりと議会で、本来議論すべき議論をしていくための情報であり資料である、という観点でいくのであればですね、しっかりと議員さんにも、資料を提供し、尚且つそれに対する考え方、評価、含めて、述べていただく、というのが筋ではないかというふうに思いますけれども、これは少なくとも、説明責任は、このことの説明責任は泉北水道企業団にあるわけですよ、これちょっと確認させてください。

そうせんとですね、先ほどから少し出ております、協議会にあるんですよ、という話になるのかどうか、ここは大きな問題でありますので、それは1つ、企業団として責任を持って、この成果物の扱いについては、しっかりと提起をし、この施設も含めてですね、考え方を示していただくというのが、筋だというふうに思いますけど、それについての考え方、示してください。

**○議長（清水明治君）** 高藤所長

**○水道事業所長（高藤易元君）** 水道事業所長の高藤でございます。

広域化に関する計画策定業務につきましては、泉北水道企業団で作成した、という経緯もありますので、報告等の対応につきましては泉北水道企業団がやるということで、認識しております。

**○議長（清水明治君）** 2番、高橋議員

**○2番（高橋登君）** そういう御認識をしていただいているのであればね、しっかりセッティングしてくださいよ、もう2年以上経っているんですよ、これ、報告が出てから、ねっ。

今日出来ます、この報告は、要するに評価なり、分析なり、あとで、このことに対して、文書ですとかですね、一応、報告を、こういう形での分析、これ分析するために、業務委託をしたんだというふうに思いますし、今後の意思形成をするにあたっての大きな参考資料でありますので、これについての見解は、当然、あってしかるべきだというふうに思いますけれども、これは、出していただけるのかどうかということを確認をさせて下さい。

でっ、これ、議長、私も認識不足で申し訳なかったんですけど、例規集を

見ますと3回ということ、今まで私、議長さんの裁量です、何度かやり取りをしまして、3回に制限をされとるって、あんまり認識がなくて申し訳なかったんですけど、いずれにしても3回という事ですので、もう、しつこくはしませんけれども、少なくとも、そのことについて、ちゃんと責任もってさしていただく、ということがあります。

同時に、この策定にあたってですね、協議会の、協議会が予算取りをしたということも含めて聞いておるんですけども、これちょっと行政的に言えば、財政法的に言えば少し、それは問題があるのではないかと、いうふうに思います。例規集の中に協議会そのものの規程も無い中でですね、予算執行どのようにするのか、ということ、ちょっと整合性が取れないんじゃないかという疑問もございますけれども、先ほどの御議論の中で任意の団体である、と、任意の団体が予算措置できないんですよ、少なくともね、法的には、そのことを、ちゃんとやっぱり、確認をしたうえでですね、少なくとも、泉北水道企業団として、きちっと出していただく、と。

水道事業の広域化に関する調査、これも最終部分、これ23年に出た分でありますけど、これも泉北水道協議会の名称になってるんです。

本来で言えば、これも泉北水道企業団の名称にせなアカンのですよ。

そういう部分では、任意の団体ですね、こういう形での標記というのは、私はちょっと、行政的にも法的にも問題が生じてくるんじゃないかというふうにも思います。

確かに、この、泉北水道協議会、これ、設置要項、これは、要項は、単に綱の要綱じゃなくて項目の要項ですからね、ここで出されてる、会則と要項があるんですけども、これは法的には、何の裏付け根拠は無いんですよ、この要項の形式は、綱の方も無いんですけど。

規則なり、少なくとも条例をしっかりと定めなくてはですね、財政措置はとれない、というふうに思いますけれども、最後の質問もさせていただきますけれども、少なくとも統合問題についての現在の進捗状況、これも具体的には、ここの中に、平成32年のスケジュールが出されております。

でっ、30年度、何をするのかという事も含めて、29年、30年、31年の計画が出されてるんですよ。あんまり、これに則ってね、僕が聞く限りでは、則ってないんですよ、少なくとも、この段階でどういう、議会に報告をしですね、どういう議論をしていくのかというスケジュールが出されておるんですよ、だから、そういった意味では、一定、このスケジュールに則ったですね、議論というのは進んできておるといふふうには思うんですけども、少なくとも現状でどこまで議論をしてきてですね、どういった課題があり、どういったことを、この協議をしていかないのか、という提起を、やっぱり議会の側にですね、やはり情報提供をしていきながら、議会と一緒に、この議論をしていく必要があるだろう、というふうに思うんです。

先ほどもちょっと議論になったけども、母市でも当然、確認というか、合意もこれから必要になってくるんです、そのための情報をですね、しっかりと出していただいて、真剣に議論をしていく必要があるだろうというふうに思います。

答えが出てから、あるいは方向性が見えてから、意思が形成がされてから、議会に報告してはダメなんですよ。やはり、そういう意味での議会との議論を活性化していくという姿勢をしっかりともっていただきたい。ということをお願いしておきたい、というふうに思います。

かなり微妙な問題も含めて、ございますので、しっかりと、この議会の中で、議論をしていくという確認をしたうえで、さしていただいたうえで、私の質問を終わりますけれども、よろしくお願いをしたい、というふうに思います。

○議長（清水明治君） 高藤所長

○水道事業所長（高藤易元君） 水道事業所長の高藤でございます。

現在、泉北水道協議会で、広域化に関する計画策定業務も参考にしながら、広域化の検討協議を行っているところであります。

検討協議において何らかの進捗がありましたら、議会の方へは早急に、進捗があり次第、報告をおこなっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○2番（高橋登君） この報告もしてくれるんやな。委託業務の分析。

○水道事業所長（高藤易元君） 水道事業所長の高藤でございます。

また、説明の方は、する方向で検討させていただきます。

○議長（清水明治君） 他に質問ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（清水明治君） 無いようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある方は、順次、挙手を願います。

（なしの声あり）

○議長（清水明治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

日程第10議案第4号平成29年度泉北水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、原案どおり、認定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（清水明治君） 御異議なしと認め、議案第4号泉北水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、原案どおり認定することに決定いたしました。

本来ならばこれで終わるのですが、先ほど議員の方から、一般質問をさせていただきたいという申し出がありましたので、理事者側は、しっかりした答弁は出来ないかもしれませんが、その辺を含み置きを、事前の調整が出来ておりませんので、その答弁については、御了承いただきたい、というように思いますので、よろしく願いいたします。

12番、山敷議員。

○12番（山敷恵君） 議長には一般質問を、お認めいただきまして誠にありがとうございます。

システム上は通告は不要とはいえ、通告もしていない質問で申し訳ないんですけども、企業長にお尋ねをいたします。

先ほど、決算の質疑の中でも申し上げましたけれども、私ども、高石市議会議長ということで、要望を10月5日に出させていただき、10月26日付けでの御回答を頂いたところでございます。

それについて、先ほどのね、決算の質疑の中で、協定書には事業統合の意思表示をする、という点について確認できました。

そして、その協定書については、母市での議決が必要ということも、確認が出来たところでございます。

であるならですね、母市への御説明、泉北水道企業団としての御説明は決して範疇を超えるものではない、という認識を新たに、もちろん元から持っていたんですけども、この度、さらに確信したものですけれども、企業長として、今回、この決算での、先ほどのお話も踏まえて、なおそのお考えにお変わりが無いのかという事についてを伺います。

○議長（清水明治君） 高藤所長

○水道事業所長（高藤易元君） 水道事業所長の高藤でございます。

平成30年9月5日付で高石市議会議長から頂きました、泉北水道企業団の現況及び将来について、泉北水道協議会での検討内容を教えていただきたい、との要望の回答について、範疇を超えるとの理由でございますが、泉北水道企業団は泉大津市、和泉市、高石市によって、関係市が経営する水道事業に対し、用水供給事業を行うための事務を共同で処理するため設置され、それぞれの市から、泉北水道企業団議会に議員を派遣していただいております。

関係市からの間接選挙で選ばれた派遣議員が、その市を代表して、地方公営企業法に基づく、用水供給事業の議決に要する事件、条例、予算などの重要事項を決定する機関として、泉北水道企業団議会があります。

このことから、母市の議会において、説明することにつきましては、泉北水道企業団の範疇を超えるとの回答をさせていただいたものであります。

この問題につきましては三市で構成する泉北水道企業団議会にて答えるこ

とが本来の事務組合の役割と考えておりますので、御理解いただきますよう  
よろしく申し上げます。

○議長（清水明治君） 山敷議員

○12番（山敷恵君） だからね。2回目の質問ですよ。

それは読んだら解るんですよ、書いてありますから。

ではなくて、企業長にお尋ねしてるんです、辻企業長にですね、企業長と  
しての説明責任を果たす必要性。

今回、この決算の審議で、協定書について中身が明らかになりました。

事業統合の意思を確認する協定書だと、それについては母市の議決が要る  
と、ここまでを確認されたわけでございます。

これに関して言えば、母市への御説明というのは欠かすことが出来ない  
と、別に要望が無ければいいんですよ、要望が無ければいいんですけど、  
要望があるわけですので、企業長として説明責任に対するお考えを伺います。

企業長、御答弁をお願いします。

○議長（清水明治君） 高藤所長

○水道事業所長（高藤易元君） 水道事業所長の高藤でございます。

何度も同じ答弁で申し訳ございませんが、この問題につきましては、三市  
で構成する泉北水道企業団議会で答えることが、本来の事務組合の役割と考  
えておりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（清水明治君） 山敷議員

○12番（山敷恵君） 辻企業長、そのような御答弁でいいのでしょうか。

これは、企業長としての説明責任を私は問うております。

これから、この企業団をどうしていかれるか、責任は企業長が持って取り  
組まれる、と。私どもは、それに対して、意見を申し上げる、と、そのよう  
な立場なわけでございますので、私どもに対して、それは企業団の議員、そ  
して母市の議員含めてでございますけれども、ことここに至ってるわけです、  
協定について、進捗がスケジュールどおりいってないことは理解をいたしま  
す。

しかし、結論が出てからの御説明ということで、企業長としての説明責任  
を果たされると、お考えなのではないでしょうか。

現時点での説明をされることこそが、説明責任ではないのかということ  
を、辻企業長にお尋ねしてる訳でございますので、所長に答弁を委任せず、ご  
自身でお答えをお願いいたします。

○議長（清水明治君） 暫時休憩いたします。

○議長（清水明治君） それでは再開いたします。辻企業長。

○企業長（辻宏康君） 企業長の辻でございます。  
先ほど、高藤所長が答えたとおりでございます。  
以上です。

○議長（清水明治君） それでは、以上をもちましてすべての議案が

○14番（木戸晃君） すみません、一般質問は皆できるのですか。

○議長（清水明治君） 先ほど、議員の方から、事前にお話あった中で、進めさせていただいたんですが、今、木戸議員から一般質問したい、というようなお話がありましたので、本来ならば事前の話があるのですが、こういう状況なので、各議員さん、理解していただきたい、と。  
非常にイレギュラーになります、ひとつよろしくお願いをします。  
14番、木戸議員。

○14番（木戸晃君） 今のですね、山敷議員さんからのと被らないようにしますけども、これは、我々のですね、なぜこんな質疑になるかという、高石市で、議会で、議員全員で、ですね、なんとか水道の安定供給ですね、お願いできないかということが、これはまさに、今回の先ほど通過しました決算にも表れていましたように、災害によって水道事業にもだいぶ影響を受けてました、ということで、この、北部の地震での災害での、高槻だとか吹田市での状況で断水が起こった、ということとかですね、そんなことから、急遽、ライフラインというものに対して、捉え方が随分変わったと思うんですよ。

実は我々高石市議会でも、福祉土木委員会ありましてですね、10月の26日に呉市に行っていました。

いわゆる、西日本大災害があったところですけどもね、豪雨災害があったところですけども、僕は聞いて驚いたんですけども、7月の3日に雨が降り出して、6時ですか、でっ、7月の8日の8時に終わった。

ほぼほぼ1週間雨が降って、7月7日から断水になって、結果、最終的にあがったの、8月のかかりということだったんですね

でね、申し上げたいのはですね、やっぱりこれ、持ってるということは大きいな、と思ったんですよ。

この水道企業団を持ってるということがね、先ほど、決算見さしてもらいまして、色んなこと、僕も聞きたいことあったんですけども、ほとんどお金が無いので、何とも言えないのでね、僕はこれに対して言わなかったけども、これね、是非ね、僕らから言う前に、管理者の方々はですね、色々考えておられると思うけれども、僕ら的には言ってもらってですね、だいぶ変化があると思うんです、これから。

これほど、水の供給に関して、いろんな問題が出たらですね、だから単純

に今まで、私も統合案見させてもらったりしました、まあ、その方向やなどということは、施設も老朽化問題とか色々ありますからね、そこは、まあ、やむを得ない処置やなどということは考えてましたけどもね、是非ね、せっかく持ってる物ですからね、これは、どんな方法論になるか、これはちょっと私には解らない。皆さん方にお伺い、質問になるんだけれども、なんとかですね、反哺<sup>はんぼ</sup>していただきたいんですよ。

それはもう、高石市議会議員は、特に高石の場合は、工業用水、ようけ使いますしねコンビナートもあるし、色んな意味で水というのがね、本当に大きな問題です。

ですから、是非ね、ここでは僕は本当に議長に申し訳ないと思うし、一般質問という形で、質問せなあかんねんけど、質問が出来ない、だから是非ね、これは要望として聞いていただきたいんですけど、是非、高石の事も含めて、この全部、泉州地域のことも考えて、是非、捉え方を変えていただいて、是非、再検討していただきたい、存続に向けて再検討していただきたい、ということを経理に申し上げて終わらせていただきます。

**○議長（清水明治君）** 木戸議員、これ、一般質問、どうぞして下さい、というお話したので、止めたわけではございませんので。

**○14番（木戸晃君）** はい、解っております。

**○議長（清水明治君）** 答弁、よろしいですね。

以上をもちまして、全ての議案が終了いたしました。

慎重な御審議をいただき、ありがとうございます。

閉会にあたり、辻企業長より挨拶の申し出がございしますので、これを許可いたします。辻企業長

**○企業長（辻宏康君）** 閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は御出席を賜り、また、ただいまは、すべての議案につきまして、原案どおり御可決いただき、誠にありがとうございます。

さて、本年度の送水状況でございますが、大阪府北部地震、西日本豪雨、北海道胆振東部地震が立て続けに発生し、また頻発した台風等により各地で多くの災害が起こっており、当企業団におきましても台風21号による大規模な停電で送水停止に追い込まれるなどの影響を受け、関係3市にはご迷惑をおかけいたしました。今後につきましては、職員一丸となって、計画水量の達成を目標に努めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

最後に、これから朝・夕の寒さも増して参ります。議員の皆様方におかれましてはどうか御自愛をいただきまして、ますます御活躍されますよう御祈念申し上げます、閉会にあたりましての、挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございます。

○議長（清水明治君） 辻企業長の挨拶が終わりました。  
以上で平成30年泉北水道企業団第2回定例会を閉会いたします。  
慎重御審議いただきまして、ありがとうございます。  
これにて閉会します。

---

閉

会

---

平成30年11月2日 午前11時55分 閉会

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

泉北水道企業団議会議長 清水 明治

泉北水道企業団議会議員 高橋 登

泉北水道企業団議会議員 草刈 与志子